府令・省令

○内閣府令・総務省令・文部科学省令第二号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の三及び第百四十一条の四の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年六月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
文部科学大臣　下村　博文

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百七十九条の二の次に次の二条を加える。

（定款変更一般地方独立行政法人の役職員）

第百七十九条の三　法第百四十一条の三に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五条第一項の規定により育児休業をしている者又は同法第二十三条第一項に規定する所定労働時間の短縮措置若しくは同条第二項に規定する育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは始業時刻変更等の措置若しくは同法第二十四条第一項各号に定める制度若しくは措置に準じて講ずる措置を受けている者

二　常時勤務に服することを要しない者として定款変更一般地方独立行政法人に使用され、定款変更一般地方独立行政法人から給与を受ける者のうち、主務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する定款変更一般地方独立行政法人の職員について定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

（職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員）

第百七十九条の四　法第百四十一条の四に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五条第一項の規定により育児休業をしている者又は同法第二十三条第一項に規定する所定労働時間の短縮措置若しくは同条第二項に規定する育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは始業時刻変更等の措置若しくは同法第二十四条第一項各号に定める制度若しくは措置に準じて講ずる措置を受けている者

二　常時勤務に服することを要しない者として職員引継等合併一般地方独立行政法人に使用され、職員引継等合併一般地方独立行政法人から給与を受ける者のうち、主務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員について定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いて十二月を超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

附　則

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第百七十九条の二の次に二条を加える改正規定のうち第百七十九条の四に係る部分の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第八十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の施行に伴い、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則の一部を改正する省令

医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則（平成七年厚生省令第六十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「あっては、都道府県知事」の下に「。次項において同じ。」を加え、同条第二項中「、次に掲げる事項を記載し」、「（医師法第七条の二第一項、歯科医師法第七条の二第一項、保健師助産師看護師法第十五条の二第一項又は薬剤師法第八条の二第一項の規定による命令に係る弁明の聴取にあっては、都道府県知事）」及び「これに」を削り、「ならない」の下に「。この場合において、都道府県知事等は、弁明の聴取の対象である処分の決定についての意見があるときは、当該報告書に次に掲げる事項を記載しなければならない」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四十九号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の施行に伴い、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月十四日

農林水産大臣　林　芳正

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十節　設立の協議（第二百八条）」を「第十節　削除」に改める。

第四章第十節を次のように改める。

第十節　削除

第二百八条　削除

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第三十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第十五条の規定に基づき、伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月十四日

経済産業大臣　茂木　敏充

伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令

伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行規則（平成十三年経済産業省令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「、同項の振興計画に対する意見を付して」を削り、「送付するものとする。」の下に「この場合において、都道府県知事又は市町村長は、同項の振興計画に対し意見を付すことができる。」を加え、同条第四項中「、速やかに」を削り、「送付するものとする」を「送付することができる」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備に関する政令（平成二十五年政令第百八十四号）の施行に伴い、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十五年六月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令

（基準点測量基礎計画の一部改正）

第一条　基準点測量基礎計画（昭和二十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十一条」を「第十二条」に改める。